

空 港 舗 装 設 計 要 領

平成 20 年 7 月
(平成 24 年 4 月一部改訂)

国 土 交 通 省 航 空 局

空 港 舗 装 設 計 要 領

平成 20 年 7 月
(平成 25 年 4 月一部改訂)

国 土 交 通 省 航 空 局

現 行	改 訂 (案)	備 考
<p>II-4 表層の耐久性能 II-4.1 ~ II-4.5 略</p>	<p>II-4 表層の耐久性能 II-4.1 ~ II-4.5 略 II-4.6 アスファルト混合物に関する細目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>空港のアスファルト舗装に使用するアスファルト混合物は、破損した場合に空港運用に及ぼす影響が非常に大きいこと等の空港の特殊性から、経済性や耐久性のみならず、施工性や安全性も含め総合的に検討し選定するものとする。</p> </div> <p>(1) 表層のアスファルト混合物に使用する骨材の最大粒径については、設計航空機荷重区分が LA-3 以上の場合（ショルダー・過走帯の舗装を除く）、耐流動性の観点から 20mm 以上が望ましい。</p> <p>(2) 施工上の最小厚は、表層の場合、アスファルト混合物に使用する骨材の最大粒径の 2.5 倍以上、基層の場合、1.5 倍以上とすることを標準とする。そのため、表層に最大粒径 20mm の骨材を使用するアスファルト混合物の場合は施工上の最小厚が 5cm、表層に最大粒径 13mm の骨材を使用するアスファルト混合物の場合は施工上の最小厚が 4cm となる。</p> <p>(3) 表層施工厚が 8cm を超える場合には、基層を設けることができる。また、表層、基層の施工については、薄い層の施工を避け、1 層の施工厚を厚くし、施工層数および境界面を少なくすることに留意する必要がある。</p> <p>(4) 航空機の制動時ならびに曲線部の走行時には、舗装表面に水平荷重が加わることとなる。舗装表面に水平荷重が加わる区域においては、不十分な層間付着や舗装体内への水分の浸入等の複合的な要因により、層間あるいは混合物層内部で剥離が生じ、舗装の破壊に至ることがある。このため、既設舗装表面の清掃、タックコートの養生、表層・基層の厚層化および材料等について十分に検討し、適切な対応を行う必要がある。</p> <p>(5) 再生アスファルト混合物については、基層と上・下層路盤に適用することができるが、一般に基層においては、再生材混合率は 40% を上限としている（十分な検討をした上でこれ以上の再生材混合率によることも可能である）。特に再生材を基層に使用する場合は、新材の基層に関するマーシャル試験に対する基準値を満足することに加え、水浸ホイールトラッキング試験（水浸条件は「舗装調査・試験法便覧²⁾：水浸ホイールトラッキング試験方法」における「上面からの水の浸透を対象にした場合」）による剥離面積率が 5% 以下であるアスファルト混合物を使用するものとする。</p> <p>(6) 夜間の施工においては、付着性が高く速乾性のある改質系アスファルト乳剤 PKM-T（日本アスファルト乳剤協会規格 JEAAS-2011）を使用することを原則とする。昼間の施工においても付着性および速乾性の観点から PKM-T を使用することが望ましい。</p> <p>(7) 工事後にグルーピングを施工する場合には、表層のアスファルト混合物を施工してから 2 ヶ月以上経過した後に行う必要がある。ただし、表層に改質アスファルト混合物を用いる場合には、施工してから 1 ヶ月以上経過した後グルーピングを施工することができる。</p> <p>(8) <u>既存施設の破損状況等から、わだち掘れ、グルーピングの変形、ポットホール、剥離等が懸念される滑走路、誘導路、エプロン及び GSE 通行帯の新設工事では、施設の長寿命化等を目的として、ショルダー及び過走帯を除いた本体部の表層に改質アスファルトを使用することを標準とする。</u></p>	<p>II-4.6 の新設 空港舗装補修要領に記載されているアスファルト混合物に関する重要な事項を「アスファルト混合物に関する細目」として転記した。</p> <p><u>下線部は、H25.4 の空港舗装補修要領と同様の改訂内容を示す。</u></p> <p><u>下線部は、H25.4 の空港舗装補修要領と同様の改訂内容を示す。</u></p>
<p>付録-7 経験的設計手法によるアスファルト舗装の構造設計 7.4 舗装構成の設定 【補足説明】 (2) 表・基層の 1 層当たりの厚さは最小 4cm、最大 8cm として、経済的な層構成とする。</p>	<p>付録-7 経験的設計手法によるアスファルト舗装の構造設計 7.4 舗装構成の設定 【補足説明】 (2) 表・基層の 1 層当たりの厚さは最小 4cm、最大 8cm として、経済的な層構成とする。<u>なお、最小厚については II-4.6 アスファルト混合物に関する細目に記載のとおりである。</u></p>	<p>最小厚については、補修要領、共通仕様書と同じ内容とした。</p>